平成２３年（フ）第１５７号
群馬県高崎市井野町541番地４
債務者　綿貫アヤ子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３０４号
埼玉県比企郡小川町大字大塚34番地１　小川昭和ビル603号
債務者　伊藤　貴子（旧姓清松）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３２５号
埼玉県熊谷市見晴町437番地８
債務者　山﨑　五月
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３２９号
埼玉県熊谷市間々田338番地
債務者　平山　敬子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３３５号
埼玉県熊谷市伊勢町245番地１　新宏熊谷ビル201
債務者　里見　香里
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３４２号
埼玉県本庄市小島１丁目９番１号　県営本庄小島団地506
債務者　多胡　真弓（旧姓梅本）
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５５号
新潟県南蒲原郡田上町大字原ケ崎新田87番地１　コーポ有佳Ｂ101、前住所新潟県加茂市高須町１丁目２番Ａ―51号
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第５７号
新潟県燕市灰方805番地５　サンコーポラスツバメ１号棟301
債務者　生松　道雄
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２７７号
静岡県三島市平田139番地
債務者　相浦壽賀子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
静岡県裾野市御宿725番地の２　ウッドリッジ壱番館102
債務者　勝俣　育子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
静岡県御殿場市川島田695番地　ハイツセリザワ102
債務者　鈴木　貴之
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
香川県高松市川島本町120番地９
債務者　久米　隆宏
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２８７号
香川県高松市香川町浅野2885番地18
債務者　湊　奈美子（旧姓杉村）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３１３号
神奈川県小田原市千代581番地
債務者　小泉　大介
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３７６号
神奈川県秦野市松原町３番26号　コーポよし101号
債務者　渡邉　京子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４０２号
神奈川県厚木市上依知540番地３
債務者　森山　**憲**一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３３６号
新潟市東区中島２丁目１番27―322号
債務者　武山たけ子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
新潟地方裁判所民事部